

高齢受給者証「一部負担割合」判定フロー

70～74歳の方の一部負担金の割合は以下のように決まります

更新の時期

- 毎年8月に更新されます。新しい高齢受給者証は7月下旬に郵送します。

対象となる方

- 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方は当月1日)から75歳の誕生日の前日まで、高齢受給者証が発行されます。

世帯内に住民税課税標準額※1が145万円以上の70～74歳の国保加入者がいる

はい

70～74歳の国保加入者の旧ただし書き所得※2の合計額が210万円以下である

いいえ

世帯内の70～74歳の国保加入者が①または②に該当し、
負担割合変更の申請※5※6をしている

- ① 1人で収入金額※3が383万円未満
- ② 2人以上(旧国保被保険者※4を含む)で、
全員の収入金額があわせて520万円未満

いいえ

3 割 負 担

はい

はい

いいえ

2 割 負 担

※1 課 税 標 準 額…所得金額から所得控除額をひいた金額

※2 旧ただし書き所得…前年中の所得額(分離課税分・山林所得を含む)から住民税基礎控除43万円(一部例外あり)を差し引いた後の金額

※3 収 入 金 額…給与・雑(年金を含む)・配当・不動産・事業・譲渡・山林などの必要経費控除前の金額(分離課税分を含む)をいいます。ただし、退職手当および非課税収入(障害年金、遺族が受ける恩給や年金、雇用保険の失業給付金、児童手当、児童扶養手当、災害弔慰金など)は除きます。

※4 旧 国 保 被 保 険 者…国保から後期高齢者医療制度へ移行された後も引き続き同一の世帯に属する方

※5 負担割合変更の申請…3割の高齢受給者証をお持ちの方で、申請が必要な方は国保・年金課資格賦課(03-5432-2331)へご連絡ください。収入による判定には、基準収入額適用申請書、確定申告書の写しなどの資料提出が必要です。

※6 世田谷区で収入が把握できる方は予め2割負担の高齢受給者証を郵送する場合があります。